

2010年農林業センサスについて（案）

平成19年10月
大臣官房統計部

農林業センサス（以下「センサス」という。）は、我が国の農林業・農山村の基本構造の実態とその動向を把握し、「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」に基づく農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計を提供することを目的として実施してきたところである。また、センサスは農林業・農山村の中長期的に見た構造変化を時系列的に明らかにすることのできる基本統計であり、各種農林統計調査の母集団情報を整備・提供するという役割を担っている。

1 2010年センサスの基本方向

2005年センサスにおいては、それまで農家、林家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体など形態別に分かれていた調査を農林業経営体調査として一つの調査に統合するという大きな見直しを行ったところである。また、農林業・農山村の実態を一体的に把握するため、それまでの農業集落調査と林業地域調査を統合し、農山村地域調査として実施したところである。

2010年センサスにおいては、上記のような2005年センサスの調査体系を継続し、我が国農林業・農山村の基本構造の実態を引き続き把握するとともに、政策ニーズに対応した円滑かつ効率的な調査としていく必要がある。

この中で、農林業経営体調査については、2005年センサスで導入した経営体の概念を踏襲して実施するとともに、農山村地域調査では、農山村地域の活性化の推進など新たな施策ニーズに対応するとともに、調査手法等を中心に見直しを行うこととする。

2 課題と対応方向

(1) 調査環境の変化への対応

ア 調査手法の効率化

個人情報保護意識の高まりから、調査に当たってはこれまで以上に調査対象者への十分な説明が必要となるなど、調査環境は年々厳しくなっている。

こうした中、2005年センサスでは、①外形基準に基づく判定など、調査客体候補名簿の作成に係る作業が困難であった、②農家など調査対象者が、記入した調査票を直接調査員に見ることに抵抗感を持つなど、調査票の提出方法等の改善を求める意見があった。

このため、調査員の負担軽減と調査対象者に一層配慮する観点から、調査員が実施する調査客体候補名簿の作成から調査票の配布・回収に至るまでの一連の作業について、調査客体候補名簿及び調査票の内容・回収のあり方等について改善する。

イ 調査項目の見直し・減量化

2005年センサスの農林業経営体調査票は全体で12ページにも及んでおり、調査対象者の記入負担の増大に加え、調査票の審査を行う調査員・市町村職員にとっても、大きな負担となっている。

特に、国の統計調査への協力意識の低下や記帳負担の増大などから、①調査協力を得るための説明に、これまで以上に多くの時間が必要、②調査票の回収

時点で未記入となっている調査項目が多くなったといった意見が多くなっている。

このようなことから、これまでのセンサス結果の利用状況等を精査し、全数データの把握の必要性が必ずしも高くない調査項目については、簡素化又は廃止を行うなど調査項目の見直し・減量化を図る。

(2) 新たな施策ニーズへの対応

ア 新たな施策ニーズの反映

2005年センサスの農林業経営体調査では、農林業の基本構造に関する調査項目に加えて、環境保全型農業への取組、家族経営協定の有無、農業経営改善計画の策定の有無など、新たな施策ニーズに対応した項目についても積極的に取り入れている。

その後、経営所得安定対策や農地・水・環境保全対策の導入など、新たな施策が展開されていることから、2010年センサスにおいても、調査対象者等への負担に配慮しつつ施策ニーズの変化に対応した新たな調査項目の設定を検討する。

また、2005年センサスの農山村地域調査では、2000年の統計審議会の答申を踏まえ、農業集落のコミュニティー活動、生活環境等の農業集落の機能・役割に関する項目を標本調査（農村集落調査）により把握したところである。2010年センサスでは、農村集落調査を廃止し、農山漁村活性化法の制定など地域活性化対策の推進に伴う施策ニーズを踏まえ、農業集落単位の統計データが必要な項目については、農山村地域調査で把握する。

イ 統計データの連続性の確保

2005年センサスの農林業経営体調査結果については、白書等の利用をはじめ、担い手の育成・確保等のための主要施策である品目横断的経営安定対策等において使われている。

2010年センサスでは、引き続き経営体概念により、農林業経営体調査を行い、その調査結果について、経年データの充実を図り、その利用度を高めていく必要がある。また、我が国農業の長期的な構造変化を把握するため、従来の世帯（農家）概念による統計データについても過去のセンサスとのデータの連続性を確保し、提供可能な調査項目を設定する。

(3) 調査の実施体制を巡る状況

ア 調査方法の変更

国家公務員の総人件費改革に伴い農林水産統計分野の地方統計職員の定員削減が進められている。これに伴い、今後、地方統計職員が実施していた調査は、原則として調査員調査又は郵送調査へ移行することとしている。

このため、2005年センサスで農林水産省職員が面接・聞き取りにより実施していた農山村地域調査については、調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計申告調査へ移行する。

イ 調査精度の維持

農山村地域調査の自計申告調査への移行にあたっては、調査対象者が自ら記入しやすく、正確な回答が得られるよう、調査項目の内容やレイアウトのあり方について検討する。